|  |
| --- |
| **３０１４．輸出申告等一覧照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＥＳ  （ＩＥＳ０Ｗ） | 輸出申告等一覧照会 |

１．業務概要

以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸出申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

①輸出申告（貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）

②積戻し申告（搬入前申告を含む。）

③特定輸出申告

④特定委託輸出申告

⑤特定製造貨物輸出申告

⑥展示等積戻し申告

⑦輸出マニフェスト通関申告（搬入前申告を含む。）

⑧輸出許可内容変更申請（特定委託輸出許可内容変更申請及び特定製造貨物輸出許可内容変更申請を含む）

⑨積戻し許可内容変更申請

⑩特定輸出許可内容変更申請

⑪展示等積戻し許可内容変更申請

⑫輸出マニフェスト通関許可内容変更申請

⑬輸出取止め再輸入申告

⑭特例輸出貨物の輸出許可取消申請

照会種別として以下の指定ができる。

（１）事項登録一覧（照会種別「Ａ」）

「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」後、輸出申告等が行われていない申告等番号に係る情報を照会する。

（２）申告一覧（照会種別「Ｂ」）

輸出申告等（搬入前申告を含む。）が行われた申告等番号に係る情報を照会する。（輸出等許可済から輸出等許可内容変更申請承認済の情報を含む。）

（３）搬入時申告一覧（照会種別「Ｃ」）

搬入時申告の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。

（４）開庁時申告一覧（照会種別「Ｄ」）

開庁時申告（搬入前開庁時申告を含む。）の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。

（５）未許可申告一覧（照会種別「Ｅ」）

輸出申告等後（搬入前申告を含む。）、許可前の申告等番号に係る情報を照会する。

（６）未許可申告一覧（搬入後処理未済）（照会種別「Ｉ」）

搬入前申告済で搬入後処理前の申告等番号に係る情報を照会する。

（７）未許可申告一覧（搬入後）（照会種別「Ｊ」）

以下の情報を照会する。

①搬入後申告済で許可前の申告等番号に係る情報。

②搬入前申告後、搬入後処理済で許可前の申告等番号に係る情報。

（８）通関士審査対象申告一覧（照会種別「Ｋ」）

事項登録後、申告・申請が行われておらず、「通関士審査結果登録（ＣＣＡ）」業務により通関士審査結果が登録されていない申告等番号に係る情報を照会する。

（９）通関関係書類未提出申告一覧（照会種別「Ｌ」）

輸出申告等後（搬入前申告を含む。）で通関関係書類の提出が必要であるが、「申告添付登録（ＭＳＸ）」業務が実施されていない申告等番号に係る情報を照会する。なお、「輸出申告（ＥＤＣ）」業務を実施した申告情報のみ対象とする。

２．入力者

（１）海上の場合

税関、通関業

（２）航空の場合

税関、航空貨物代理店、通関業

３．制限事項

１回での照会件数は最大２００件とする。ただし、申告税関官署コードに「ＡＬ」が入力された場合は、１官署分のデータを照会する。

なお、２００件を超える場合は、照会情報を再度送信することにより次の２００件を照会する。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が税関以外の場合で、入力者と異なる利用者の照会を行う場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申告等番号抽出処理

（Ａ）照会種別毎に表１のすべての抽出条件に該当する申告等番号を抽出する。

表１．申告等番号抽出条件（○：抽出条件項目）

| 項番 | 抽出条件 | 照会種別 | | | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｉ | Ｊ | Ｋ | Ｌ |
| １ | 入力された照会対象年月日＝申告（予定）年月日である | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２ | 入力された通関業者コード＝事項登録業務を行った入力者である | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ | 入力された通関業者コード＝申告者である |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |
| ４ | 入力されたあて先申告税関官署コードが輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている  ただし、申告税関官署コードに「ＡＬ」が入力された場合を除く | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ５ | 入力されたあて申告先部門コードが輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ６ | 輸出申告等済である（搬入前申告を含む） |  | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |
| ７ | 輸出申告等がされていない | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ | 輸出等許可がされていない |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ９ | 搬入時申告の旨が登録済である |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 搬入時申告の旨が登録されていない | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | 開庁時申告（搬入前開庁時申告を含む。）の旨が登録済である |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |
| 12 | 開庁時申告の旨が登録されていない | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 | 変更事項登録または申告・申請撤回等が行われた無効な情報として登録されていない |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |
| 14 | 入力された代理店コードが輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |
| 15 | 搬入前申告の場合は、搬入後処理済である |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |
| 16 | 搬入前申告済みで搬入後処理が行われていない＊１ |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |
| 17 | 入力者が通関士審査業務実施可能者である |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |
| 18 | 通関士審査がされていない |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |
| 19 | 通関関係書類の提出が必要＊2であり、ＭＳＸ業務が未実施である |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |
| 20 | 入力された通関士コードが輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |
| 21 | 入力された輸出者コードまたは法人番号が輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

Ａ：事項登録一覧

Ｂ：申告一覧

Ｃ：搬入時申告一覧

Ｄ：開庁時申告一覧

Ｅ：未許可申告一覧

Ｉ：未許可申告一覧（搬入後処理未済）

Ｊ：未許可申告一覧（搬入後）

Ｋ：通関士審査対象申告一覧

Ｌ：通関関係書類未提出申告一覧

（＊１）搬入前申告後、貨物が搬入（本船扱い貨物の場合は、船積み）され、起動した「輸出申告搬入後処

理（ＣＥＷ／１ＣＥ／３ＥＷ）」業務がエラーとなった輸出申告等情報を含む。

（＊２）通関関係書類の提出が必要とは、以下の場合のいずれかである。

なお、①の場合は、通関関係書類の原紙提出が必要な場合である。

①審査区分識別の４桁目が「Ｔ」「Ｍ」「Ｇ」のいずれか

②審査区分が「△１」の場合で、審査区分識別の４桁目が「Ｙ」

（Ｂ）継続処理

照会可能な輸出申告等情報が２００件を超える、または次の官署データが存在する場合は、照会情報を再度送信することにより次の輸出申告等情報を抽出し、照会する。

ただし、抽出条件が変更された場合は、変更された抽出条件に合致する輸出申告等情報を先頭から抽出し、照会する。

（３）出力情報編集出力処理

申告等番号抽出処理により抽出された申告等番号について編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 輸出申告等一覧照会情報 | （１）税関が本業務を行った場合  （２）民間利用者が海上で本業務を行った場合 | 入力者 |
| 輸出申告等一覧照会情報（民間） | 民間利用者が航空で本業務を行った場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定する画面コード | 選択条件 |
| ＳＥＡ | 海上の申告を照会する場合 |
| ＡＩＲ | 航空の申告を照会する場合 |

（２）航空貨物代理店、通関業両方の資格を持つ利用者が本業務を行った場合は、通関業として処理を行う。